

平成 23 年度

国政に関する要望書

平成 22 年 5 月

神奈川県町村会

目 次

I 地方分権・地域主権改革

- 1 地方分権・地域主権改革の推進 1
- 2 地方税財源の充実・強化 3

II 環境の保全

- 3 森林等自然環境の保全 6
- 4 生活環境の整備促進 8

III 福祉・医療の充実

- 5 福祉・医療施策の充実 10
- 6 医療保険制度の改革 13

IV 安全・安心の確保

- 7 自然災害対策・地震防災対策の充実強化 14
- 8 住民生活の安全・安心 16

V 都市基盤の整備

- 9 都市基盤、海岸の整備促進 18

I 地方分権・地域主権改革

1 地方分権・地域主権改革の推進

これまでの地方分権改革は、地方分権改革推進委員会からの累次にわたる勧告によって一定の成果が得られているが、まだまだ真の地方分権改革にはほど遠い状況にある。

昨年発足した新政権は、「地域主権」を確立し、「明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、地域主権国家へと転換する」としている。

そのためには、国と地方の行財政制度全体を根本から見直し、真の住民の視点に立つ国と地方の役割分担に応じた仕組みを構築することが必要である。

地方とりわけ町村は、厳しい行財政環境の中で、住民ニーズに応えることのできる地域づくりに懸命に取り組んでいるが、その実現には、国と地方のしっかりした地方分権システムが不可欠である。

よって、真の地方分権・地域主権を実現するために、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、次の項目について強く要望する。

(1) 国と地方の役割分担の明確化

「地方ができることは地方が担い責任を持つ」という大原則をもとに、国と地方の関係を見直し、権限と財源についてしっかりした地方分権・地域主権の行財政システムを明確にすること。

住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲に際しては、事務・権限の移譲と税財源の移譲は一体不可分なものであることから、事務・権限の移譲に見合う所要の財源の確保については、地方との十分な協議を行い、その意見を踏まえながら具体的な仕組みや規模、工程を明らかにすること。

(2) 地域主権確立のための法制化

国は、地方の財源と権限を拡充する具体策を盛り込んだ「地域主権戦略大綱」を策定する方針であるが、権限移譲を早急に進めていくため、大綱の策定を早期に行い、法制化を急ぎ、その計画に沿って地域主権改革を着実に進めること。

特に、法令による自治体への義務付け・枠付けの見直しに当たっては、自治体が行う条例制定等の事務手続きが円滑に進むよう、十分な情報提供と支援を行うこと。

(3) 地方自治基本法（仮称）の制定

現行の地方自治法は、国が地方を管理するための法律であり、地方自治の本旨が不明確なものであることから、「地方主権国家」を体現する国と地方の関係を明らかにする地方自治基本法（仮称）を制定すること。

また、その基本的な考え方として、地方が広範な裁量権を持ち、すべての自治体が住民の意思で行政決定できること、また、歴史・文化・自然からなる多様な自治体が、多様なままで存在できる仕組みであることを明確にすること。

(4) 事務の共同処理に関する改革

小規模自治体とりわけ町村において、三位一体改革による財源の減少と、地域経済の疲弊による税収減は深刻である。

そこで今後、町村は、事務を共同処理する広域的な仕組みを選択することになるが、現行法では大きな制約があつて、自由に使いやすい選択肢となっていない。

現在、総務省において検討されているとのことであるが、小規模団体にとって取り入れやすい、かつ柔軟で効果的な形態となるよう、早急に制度化すること。

2 地方税財源の充実・強化

町村は税源が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、各種社会保険制度の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

このため、厳しい条件の下、自らも積極的に町村行財政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、自主財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は「地域主権」の基本理念に沿って、行財政改革を推進するとともに、町村財政基盤を強化するため、次の事項について実現するよう強く要望する。

(1) 自主財源による行財政運営

地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途とし、具体的な税源移譲の検討に当たっては、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、町村の実情を考慮し、分割基準等の見直しについても、併せて検討すること。

また、町村には都市住民が享受する地球環境の保全能力など、都市支援機能を持つことから、単なる人口だけを基本とする税体系を根本的に見直すこと。

特に、平成 22 年度税制改正大綱に示された、国・地方間の税財源の配分のあり方や地方消費税の充実など、地方税体系の再構築を図り、かつ、国も健全な財政運営を目指すことのできる体系とすること。

(2) 一括交付金化の実現

地方向けの補助金等の廃止に伴う一括交付金については、将来の税財源移譲に向けた経過措置であり、地方財源の削減を絶対に行わない旨の「基本的考え方」を明らかにすること。

また、制度設計に当たっては、必要な事業の計画的実施に支障が生じないように、また、地域間格差が拡大しないよう小規模自治体、とりわけ町村への配慮を明言すること。

さらに、使途の自由な自主財源であることを法的に明確にするため、「補助金適正化法」の適用外とすること。

(3) 地方交付税改革の推進

地方交付税は、国と地方のあり方の見直しや税源移譲と併せて改革していくことが基本である。

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入の廃止を実施すること。

また、高齢化社会の中で、高齢者に対する行政需要が町村財政運営をさらに圧迫しているため、そこに着目したきめ細かな交付税算定を行うこと。

(4) 特別交付税の見直し

最近の厳しい地域経済により税収減は、地方交付税の交付、不交付団体に関わらず、地域住民の様々な行政需要のためぎりぎりの財政運営を強いられている。

不交付団体に対する特別交付税の限定的配分を見直し、必要な行政経費が確保されるようにすること。

(5) 臨時財政対策債の見直し

県内自治体は、大きく税収が落ち込む中、福祉や医療等社会保障にかかる経費の大きな伸びに、各々大変な工夫と必死の努力をもって行政運営をしている。

そこで、地方財政対策における臨時財政対策債発行可能額の算出方法について、都市部周辺の自治体、とりわけ町村に対し、制度設計の上で絶対に不利にならないよう総合的な視点で検討すること。

さらには、現世代の負担を次の世代へ先延ばしにしている臨時財政対策債は、将来廃止すること。

(6) 確実な景気回復に向けた経済危機対策の継続

世界的にはようやく景気回復の兆しが見え始めているが、我が国経済は依然として国内需要が弱く、不況脱出とは言えない脆弱な状況であり、さらに積極的に地域主体の景気刺激策を継続することにより、本格的な景気回復を図る必要がある。

そこで、緊急雇用創出事業交付金については、基礎的自治体を利用しやすく、雇用創出事業として実効ある制度設計を再検討した上で継続するとともに、経済危機対策に係る臨時交付金についても、地域経済の活性化のために、引き続き継続すること。

(7) 電算システムの効率的運営に向けた財政支援

行政事務の IT 化の進展により電算システムの重要性が増すなかで、小規模自治体、特に町村にとって電算システム維持運営経費の財政に占める割合が高まるとともに、その負担は、町村財政を左右する要因となっている。

そこで、制度改正等における電算システム経費について、電算システム運営の効率化を目指し、町村が共同してシステム開発等を行う先進的な取組みについて、システム開発等に要する所要の経費の財政支援の仕組みを構築すること。

II 環境の保全

3 森林等自然環境の保全

森林は水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等、さまざまな機能を有していることと併せ、地球温暖化防止対策につながる重要な役割もあり、その多面的、公益的機能が大きくクローズアップしている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

よって国は、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

(1) 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的な推進

「森林・林業基本法」に基づいて策定された「森林・林業基本計画」にのっとり、森林整備等の目標達成のため、森林・林業施策の総合的・計画的な推進を図ること。

(2) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として、全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

(3) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講じること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は町村に移譲すること。

(4) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定するとともに、国として必要な措置を講じること。

(5) 野生鳥獣等防除対策に対する財政支援

鳥獣被害から暮らしを守る鳥獣被害防止特別措置法が今後着実に実施され、より効果的な運営となるよう町村に対する十分な支援措置を講じること。

特に、サル・シカ・イノシシ、ハクビシン・アライグマ・タイワンリス等の野生鳥獣や外来鳥獣による農林業被害、生活被害が広域化・深刻化しているため、これらの防除事業に対する財政的、技術的な支援措置を強化すること。

さらに、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動促進に関する法制定については、十分な情報提供と町村の意見を聞くこと。

4 生活環境の整備促進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策等を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な措置を要望する。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともにそのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力的に指導すること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や国民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法の対象となる家電製品の不法投棄を防止するため、購入時に再商品化料金を支払う方法に改正すること、対象機器を拡大すること、指定取引場所を拡充すること、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることなどの実現を図ること。

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、適切な財政支援措置を講じること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、町村の事業量に対応した予算額を確保すること。

(4) 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化及び大気汚染の防止に有効である次世代自動車（電気自動車）普及促進への取組みを率先して行えるよう、住民及び事業者に対する国の支援制度の充実を図ること。

Ⅲ 福祉・医療の充実

5 福祉・医療施策の充実

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、国は次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 介護保険制度の改善充実

- ① 介護保険料については、実態の運営に即した適切な保障措置を講じること。
- ② 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講じること。
- ③ 介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増やすとともに、調整交付金は別途確保するなど、財政的支援を強化すること。

また、介護サービスの量を確保するための規制緩和及び質を担保するためのチェック機能を強化する体制づくりの充実を図ること。

- ④ 地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

(2) 少子化対策の充実

- ① 子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。
また、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健診公費負担を拡充すること。
- ② 乳幼児医療助成制度は、現在県と町村の負担によって維持されているが、国の制度として創設すること。
- ③ 子ども手当の支給については、財源をすべて国の負担とすること。

(3) 障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、町村に超過負担が生じないように、地域の実情に応じた十分な財政措置を講じること。

特に、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援支給に置くことで、義務的経費として明確な費用負担を行うこととし、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図ること。

(4) 地域保健医療対策の充実

- ① 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じること。
- ② がん対策において、町村が実施する各種のがん検診については、十分な財政措置を講じること。

特に、女性特有のがん検診については、女性のがん発症率が高まっていることから、より拡充された財源措置とすること。

③ 現在、任意接種とされている必要度の高い予防ワクチン、例えばヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチンについて、早期に予防接種法における対象疾患に位置付けるとともに、ワクチンの安定供給体制を確保すること。

④ 生活保護世帯の人工透析等に係る医療費については、自立支援医療において給付することとされ、町村における不公平な負担となっている。

諸々のケースに応じた町村の負担増は厳しい状況であり、早急に見直すこと。

また、心臓手術などの更生医療費についても、同様であるの
で見直すこと。

(5) 各種の制度改革に伴う電算処理経費の財政支援

福祉・医療を始めとする国の各種の制度改革に伴い、町村の既存電算処理システムを大幅に変更するときは、必要な財政支援措置を講じること。

6 医療保険制度の改革

市町村国保は、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大により給付と負担の均衡が崩れている。保険料（税）も高額化してこれ以上の引上げは困難であり、一般会計からの繰入れも容易でないため、その財政運営はもはや限界に達している。

よって国は、保険者の財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く要望する。

(1) 医療保険制度の一本化

国民皆保険制度を堅持するため、各医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合を更に推進し、最終的には国保と被用者保険を一体化すること。

(2) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

(3) 後期高齢者医療制度の見直しへの対応

国が、今後検討する後期高齢者医療制度の見直しについて、現場に混乱が生じないよう慎重に行うとともに、小規模自治体、特に町村に不公平な負担を生じさせないように配慮すること。

また、制度見直しに伴うシステム変更費等多額の経費については、国の責任で措置すること。

IV 安全・安心の確保

7 自然災害対策・地震防災対策の充実強化

台風等自然災害による道路等交通網の寸断は社会生活を混乱に落とし入れ、その復旧には多くの時間と金額が費やされる。そのため、運営基盤の弱い町村ではその財政を圧迫し、大きな困難となっている。

また、東海地震や神奈川県西部地震を始めとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策を更に充実強化し、推進していく必要がある。

このため国は、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 自然災害対策の充実強化

予想されない自然災害による道路・橋等の崩落に対し、早急な復旧を図るため、国庫補助金等の速やかな交付決定と、多大な助成額によって支援すること。

(2) 南関東地域直下の地震対策の充実強化

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の地震観測網及び地震予知研究体制を東海地震と同様に強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛り込まれた具体的対策を着実に推進すること。

(3) 公共施設等の耐震化事業への支援拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政支援措置を講じること。

また、災害復旧活動のための道路・橋梁の整備に対しても、必要な技術的支援と財政的支援を講じること。

(4) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置を更に充実するとともに、完成時に中日本高速道路株式会社から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設すること。

8 住民生活の安全・安心

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途をたどり、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要がある、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

よって国は、自治体に取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、次の措置を講じるよう要望する。

(1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講じること。

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講じること。

(3) 消防・救急無線デジタル化への支援拡充

消防・救急無線のデジタル化について、周波数使用期限までの整備が遅れているが、完了を急ぐために早急に財政支援措置を拡充すること。

(4) 外国人住民の住民基本台帳制度への移行支援

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（入管法等改正法）及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、住民基本台帳システムや関連事業・システムの改修が必要となるため、改修費用に対する財政支援を行うとともに、早期に具体的なスケジュール等を明確にすること。

V 都市基盤の整備

9 都市基盤、海岸の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。

このため、国は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 道路整備財源の確保

道路特定財源制度が廃止され、一般財源化法の成立によって関連の税収が必ずしも道路整備に使われることがなくなったが、町村にとって道路整備は生活基盤整備のための施策として極めて重要であるので、地方税源と道路財源については、引き続き確保し充実すること。

また、税源移譲に当たっては、町村による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに、地方の意見に十分配慮すること。

(2) 町村下水道の整備促進

下水道の主要財源として地方債が活用されているが、将来における料金負担の安定化と、下水道事業の促進及び財政負担の軽減を図るため、償還期限の延長や借換債制度の更なる条件緩和を行うこと。

また、下水道事業補助対象事業費については、下水道の普及率が低い町村に重点配分するとともに、町村の要望に十分に答えられるよう、所要額を確保すること。

(3) 生活交通の確保対策の充実

乗合バスは地域住民の日常生活を支える重要な交通手段であるが、バス事業者による不採算路線からの撤退や大幅な減便が続いているため、町村が中心となってこれを維持・確保しなければならず、財政負担が増大している。

このため、対象要件が厳しい国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需給調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講じること。

(4) 海岸保全対策の推進

相模湾沿岸は海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている。特に、大磯港西側から二宮海岸にかけての浸食は、台風被害も受け、深刻な状況となっている。

このため、新たな養浜対策など、海岸浸食対策の推進に向け、国の支援を一層拡充すること。

また、白砂青松の自然植生を回復するために、継続的で効果の高い松林保全事業に対しても積極的な支援をすること。

(5) 地上波放送デジタル化に伴う支援

平成 23 年の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、山間部等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する国の支援措置を一層拡充すること。

(6) 公共事業用地取得施策の充実

円滑な公共事業用地取得施策のために、公共用地提供者の税制優遇措置の充実と、収容事業に係る公共用地の代替地に対する税制措置の充実を図ること。

神奈川県町村会
町村長名簿

会	長	大井町長	間宮恒行
副	会長	箱根町長	山口昇士
副	会長	愛川町長	山田登美夫
政務担当役員		中井町長	尾上信一
監	事	真鶴町長	青木健
監	事	山北町長	瀬戸孝夫
		葉山町長	森英二
		寒川町長	山上貞夫
		大磯町長	三好正則
		二宮町長	坂本孝也
		松田町長	島村俊介
		開成町長	露木順一
		湯河原町長	富田幸宏
		清川村長	大矢明夫